

令和2年度決算のお知らせ

**健康保険料率を千分の84に据え置いての運営。
新型コロナウイルス感染拡大による受診控えで保険給付費が減、
納付金は増になるも黒字決算を維持**

当健保組合の令和2年度決算が、7月15日に開催された組合会（WEB会議）にて可決・承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

●健保組合を取り巻く状況

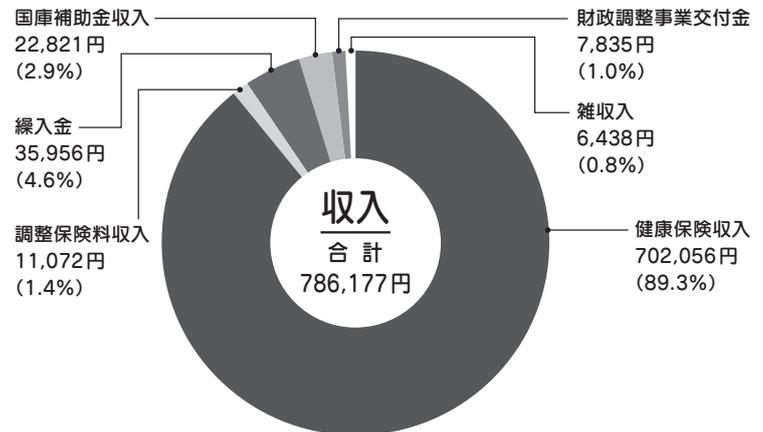
健康保険組合連合会の試算によると、医療・介護・年金を合わせた社会保険料率は令和4年度には30%を超える見込みであり、現役世代の負担は限界に達しています。

健康保険組合連合会推計によると令和3年度で健保組合全体の8割が赤字予算を組んでいます。高齢者納付金の義務的経費に占める割合が50%を超える組合は全体の約3割となっており、その額は約3兆6,000億円となっており、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になり始める令和4年度にはさらに増大する見込みです。「2022年度危機」に向けての早急な対応が健保組合にとって喫緊の課題となります。

●健康保険（一般勘定）

収入の大部分を占める保険料は、前年度比1,452万円増の26億3,992万円となりました。支出は保険給付費が前年度比1億6,611万円減の9億2,168万円、高齢者医療への納付金が前年度比1億1,679万円増の11億5,869万円となりました。

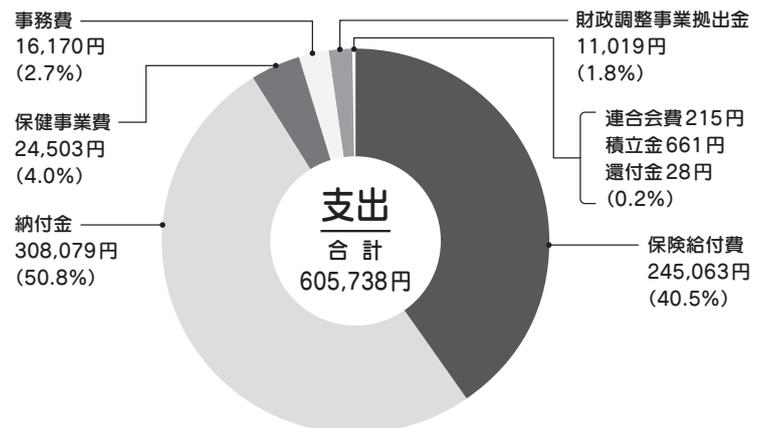
◎被保険者1人当たりの収支の割合【健康保険（一般勘定）】



納付金が増えた理由は、前期高齢者納付金が増えたことによるものです。納付金全体では保険料収入の約44%を占めており、健保組合財政に重くのしかかっています。

収入支出差引額は6億7,863万円、実質的な財政状況を示す経常収支は4億2,624万円の黒字となりました。

令和2年度は黒字決算となりました



●介護保険（介護勘定）

が、これからも保険給付費や納付金は増大すると予測され、健保組合にとってはまだまだ厳しい状況が続くことが予想されます。

介護保険料による収入は2億8,305万円、一方、介護納付金は2億8,717万円、その他の収入支出を合わせて収支差引額は4,251万円の黒字となりました。

◎決算の概要 介護保険（介護勘定）

■収入

科 目	決算額 (千円)
介護保険収入	283,048
繰入金	45,888
国庫補助金受入	745
雑収入	6
合 計	329,687

■支出

科 目	決算額 (千円)
介護納付金	287,169
介護保険料還付金	12
雑支出	1
合 計	287,182

収入支出差引額	42,505千円
---------	----------

◎決算の概要 健康保険（一般勘定）

■収入

科 目	決算額 (千円)
健康保険収入	2,640,432
〔保険料〕	2,639,919
〔国庫負担金収入〕	513
調整保険料収入	41,641
繰入金	135,229
国庫補助金収入	85,828
財政調整事業交付金	29,467
雑収入	24,214
合 計 (A)	2,956,811
経常収入合計 (C)	2,662,978

■支出

科 目	決算額 (千円)
事務費	60,814
保険給付費	921,681
〔法定給付費〕	875,655
〔付加給付費〕	46,026
納付金	1,158,686
〔前期高齢者納付金〕	520,419
〔後期高齢者支援金〕	637,894
〔病床転換支援金〕	2
〔日雇抛出自費〕	347
〔退職者給付抛出自費〕	24
保健事業費	92,157
財政調整事業抛出自費	41,443
連合会費	810
積立金	2,487
還付金	104
合 計 (B)	2,278,182
経常支出合計 (D)	2,236,737

収入支出差引額 (A) - (B)	678,629千円
経常収入支出差引額 (C) - (D)	426,241千円

組合会（令和3年7月15日開催） 主な議題及び報告事項について

【議案】

組合会において以下の議案について可決されました。

- 第1号議案 令和2年度事業報告書承認の件
- 第2号議案 令和2年度収入支出決算案の承認の件
- 第3号議案 理事長専決事項 報告・承認の件

【報告事項】

- ①特定健康診査・特定保健指導の実施状況について
- ②ジェネリック医薬品利用状況について
- ③健康マップについて

◆被扶養者資格調査（検認）を行います

保険給付や抛出自金の適正化を目的として、そして公平を期すために被扶養者が認定を受けた後も認定基準を満たしているかの資格調査（検認）を行います。被扶養者に該当しない人を扶養認定することは、法令上の問題のみならず、保険給付費や高齢者医療への抛出自金の増大を招き、健保組合の財政に大きな影響を与えます。検認対象の方には各事業所担当の方々から調書をお送りしますので、期日までにご回答いただきますようお願いいたします。正当な理由がないまま期日までに必要書類が提出されない場合、もしくは調査の結果、被扶養者の認定基準を満たさないと判定した場合は被扶養者の資格削除となります。また、被扶養者だった方が就職や収入増などによって被扶養者の資格基準から外れた場合は、すみやかに被扶養者から外す手続きを行ってください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

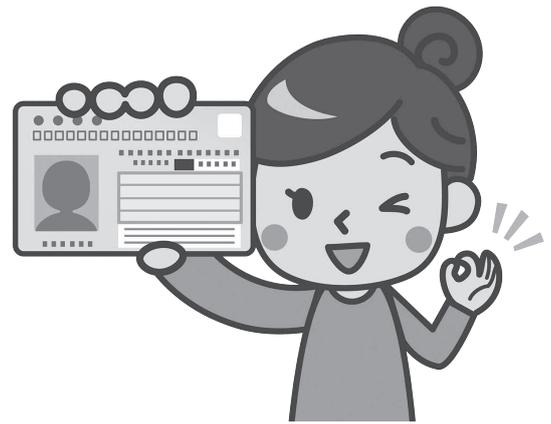
◆特定健診の受診率

40歳以上の加入者の皆様に受診をお願いしている特定健診の受診率が下がりました。外出自粛や在宅勤務等により、生活が活動的でなくなる等の健康影響が危惧されることから、年1回の受診を必ずお願いします。当健保では緊急事態宣言発令中も人間ドック・けんぽ共同健診・特定保健指導を継続しております。

○特定健診診査実績（令和2年度は速報値）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者受診率	81%	86%	89%	90%	88%
被扶養者受診率	49%	54%	56%	55%	50%
全 体	71%	76%	78%	78%	75%

10月から、 マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります



マイナンバーカードの健康保険証利用が、10月より順次できるようになる予定です。

●マイナンバーカードを健康保険証として使うまでの流れ

1. まずはマイナンバーカードを申請

お住いの市区町村にマイナンバーカードを申請し、取得します。マイナンバーカードはパソコン、スマートフォン、郵送でも申請できます。申請後約1ヵ月で「交付通知書」が届いたら、必要書類を市区町村の窓口を持参してマイナンバーカードを受け取ります。

2. マイナポータルで事前申請をする

マイナポータルとは各種の行政手続きができる自分専用のサイトです。マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはパソコンかスマートフォンでマイナポータルを開き、事前登録をすることが必要です。

3. 医療機関の受付でカードリーダーにカードをかざす

医療機関や薬局の受付にあるカードリーダーにマイナンバーカードをかざすと、内蔵のICチップにより被保険者、被扶養者の資格をオンラインで確認します。

気をつけましょう！ 腎臓病

わが国だけでなく世界的に見ても慢性腎臓病の方が増えています。慢性腎臓病が重症化すると人工透析を受けることになり、個人の生活や仕事に大きな制約を受けることとなります。また、狭心症や心筋梗塞、脳卒中などの重篤な病気につながる原因となります。腎臓病も早期発見、早期治療がとても大切です。健診で腎臓病が疑われる結果が出た方は、早めに医師の診察を受け、治療していただくようお願いします。

健康年齢通知を発送しました

昨年、一昨年に続き、今年も2020年度に定期健康診断または人間ドックを受診された40歳以上の被保険者を対象に健康年齢通知を8月下旬にご自宅へ発送しました。健康年齢はご自身の健康状態を分かりやすく理解するために、性別・年齢・特定健診の12項目をもとに、受診結果は何歳相当なのかを統計的に判定している指標です。個人の健康状態を保証するものではなく、健康指標の1つとしてご認識いただき、健康づくりにお役立てください。

